



「被告人がアスペルガー症候群で社会的受け皿がない」ことを理由に、検察官の求刑を上まわる判決を言い渡した大阪地裁裁判員事件の控訴審判決が、平成25年2月、大阪高裁で言い渡されました。一審判決に対しては、障害に対する無理解と偏見に満ちた判決であるとして、弁護士会を含む多数の団体から批判が相次いでいました。高裁は、一審判決を取り消し、より軽い刑を言い渡しましたが、この高裁判決に対する評価も分かれています。

知的能力に問題の無い発達障害については、長年、障害として認知されることがなく、見過ごされてきました。それにしても、なぜ、彼の障害が30年間も発見されず、誰も事件を防ぐことが出来なかったのか。高裁判決も多くを語ってはいませんが、私たち社会全体が考えなければならない問題のように思います。

「ダイバーシティ・マネジメント」という言葉があります。個人や集団間に存在するさまざまな違い、すなわち「多様性」を競争優位の源泉として生かすために、プログラム実践などにより組織全体を変革しようとするマネジメントアプローチのことです。この世にあらゆる意味で「完璧」な人間など存在しません。「障害」と銘打たれるかどうかは別として、誰もが、何らかの「偏り」や、強弱の「個性」を抱えています。自らの限られた経験に基づき、ある一定の物差しだけで、「善し悪し」をはかるようになってしまった時点で、発展と成長の可能性は閉ざされてしまうのかも知れません。多様な人間が、互いに影響し合い、支え合い、ときにはぶつかり合って生きているからこそ、世の中はおもしろく、喜びにあふれ、日々「成長」の余地があるのではないかと思います。

互いを尊重し合い、共に成長できる、すみずみまで明るい社会を目指し、皆様とともに歩んでいきたいと思えます。

弁護士法人 あすなろ

**あすなろ法律事務所**

弁護士 津田浩克

弁護士 池田直樹

弁護士 岩本 朗

弁護士 原 正和

弁護士 寺田有美子

弁護士 具 良鈺

弁護士 室谷悠子

弁護士 洪 勝吉  
弁護士  
公認会計士

弁護士 齊藤優摩

客員弁護士 大櫛和雄

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

**奄美あすなろ法律事務所**

弁護士 正込健一朗／事務局一同

## ハーグ条約加盟に伴って

弁護士 具 良 鈺

今年5月、ハーグ条約加盟が国会で承認され、6月12日にはハーグ条約加盟後の国内手続きを定めた関連法が、参院で可決・成立しました。現在、具体的な手続きについて最高裁判所で規則を作成中です。政府は年度内の条約発効を目指しています。

ハーグ条約とは、1980年にオランダのハーグ国際私法会議で採択され、1983年に発効した「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」です。加盟国間では、一方の親が16歳未満の子どもを無断で国外に連れ去った場合に、原則、元の国に子どもを戻すことが必要となります。欧米を中心に89カ国が加盟しており、主要8カ国(G8)では日本だけが未加盟でしたが、さまざまな議論の末、加盟に至ったのです。

条約加盟後は、たとえば、日本人の親が日本に子を連れ帰ったケースでは、外国にいる親が日本の裁判所に返還命令の申立を行うことができることとなります。返還命令の申立てを受け、審理するのは、東京家裁と大阪家裁です。

条約では、加盟国に当事者間の友好的解決を促進するよう定めており、外務省が必要な措置をとると規定されています。英国や米国には、ハーグ条約に対応する「国際家事調停」の機関がありますが、日本にはないため、現在、東京と大阪では、当事者が話し合える仕組みの整備が急がれています。大阪では、大阪弁護士会1階にある公益社団法人総合紛争解決センターというADR機関(民間の調停機関)が、外務省とのパイロット事業として、面接交流などについて話し合う国際家事調停機関の役割を担うためのハード・ソフト面の整備に取り組んでいます。

一方、米国議会の調査局が今年5月に発表した日米関係のレポートでは、「ハーグ条約に日本が加盟しても、

効果はあまり期待できない」とする意見が紹介されています。背景には、親権や虐待に対する考え方の違いがあるようです。

日本では、離婚後、父母どちらかが親権を持つ「単独親権」制度になっており、親権のない親と子の交流がないことも珍しくありません。一方、欧米では元夫婦が養育費や定期的な面会について詳細に取決め、離婚後も共同で子育てをする「共同親権」制度が一般的です。また日本では、協議離婚が離婚の約9割を占めており、面会交流や養育費の取り決め自体がされないことが多い上に、養育費の基準が低く、また、養育費履行確保に問題があり、取り決めがされてもその約8割が支払われなくなるという実態があります。

ハーグ条約加盟をきっかけに、再度、親である夫婦と子どものあり方について、議論がされる必要があるように思います。

両親はもちろん、社会全体が、「子の最善の利益」の観点から、検討すべき課題が多いようです。どの国も地域も、その将来は子どもにかかっているのですから。

## 真冬の六ヶ所村において

弁護士 齊藤 優摩

ここ最近大阪は暑い日が続きますが、今年の1月はじめ、私は青森県の六ヶ所村にいました。六ヶ所村はご存知のとおり放射線廃棄物の処理施設がある場所で、1月のはじめとあって、ほぼ毎日雪が降り続き、気温はマイナス5度以下の日ばかりで、氷点下を上回る日はほとんどありません。日によってはホワイトアウトも発生すると聞きました。元々生まれも育ちも千葉県のは、毎日雪が降る光景にある種の感動を覚えると同時に、慣れない雪道を歩くたびに転びそうになりました。

このような時期に青森県の六ヶ所村へ行ってきたのは、風力発電を建設・運用している会社にご協力頂き、約1月間程度、風力発電をはじめとする再生エネルギーの現状及び課題について学ぶためです。ここでは、実際に風車に登ったり、風車の基本構造、売電の取引方法や風車開発のプロセスを現場の視点から見させて頂く大変貴重な機会になりました。そこで、今回は、この度の研修を経て感じ取った風力発電の現状等をご報告させていただきます。

そもそも、風力発電は、この度の東日本大震災を受



六ヶ所村・二又風力全体の写真

けて、原発依存から脱却するという意味で、再生エネルギーの一つとして注目を受けています。ただ、風力発電を建設するには太陽光発電と比較して莫大な費用と時間が掛かるため、その建設は伸び悩んでいるのが現状です。つまり、太陽光を設置するに際しては、環境影響評価法に基づく調査が必要ないのに対して、風力発電を設置するに際しては、近時の改正において当該調査が必要となりました。そのため、太陽光発電においては、適地を見つけてから建設するまでのプロセスが風力発電と比べ非常に簡易なものであります。これは、コスト面のみなら

ず、電力系統との接続の関係などから非常に有利なことです。(地権者交渉もそうですが)私が見た限り、現場ではこの点で非常に苦労されている印象を持ちました。このような状況下においては、太陽光発電ばかりが増加していく一方で、新たな風力発電施設や風力発電業者の新規参入が阻害される事態を招くこととなっています。

このように風力発電の開発には建設プロセス一つとっても問題が山積みです。風力発電と太陽光発電の発電方法には、環境面から見ても一長一短ありますので、電力が足りなくなるというリスクに対応するためには、両者、又はその他の再生エネルギーをうまく利用することによって、電力不足という問題に対して解決を図るべきではないかと思えます。



高台から見える陸奥湾の写真

しょうごもり  
弁護士 正 込 健一朗



与論島から百合ヶ浜を望む

皆様いかがお過ごしでしょうか。あすなるメンバーとしては初めての夏を迎えます。奄美の夏と言えば舟漕ぎ大会!! と言ってもイメージ湧きませんよね。これは、読んでそのまま小型の舟を人の手で漕いで速さを競う競技です。漕ぎ手は6名でプラス舵取りが1名と笛吹きが1名乗ります。YouTubeに動画がありますので、是非探してみてください。

舟漕ぎ大会は各集落などでも行われるのですが、一番大きな大会は奄美まつりで、各集落や職場から強豪が集まります。この大会に我々司法関係者も参加しており、今では裁判、検察庁、拘置所、法務局、保護観察所そして法律事務所を巻き込んだ一大イベントとしてすっかり定着しています。つい先日、本年の結団式があり、大いに意気を上げてきました。裁判官、検察官、弁護士が同じ舟に乗って、息を合わせて舟を漕ぐ姿は、まさに呉越同舟。全国広しといえども、他では見るこのできないシーンだと思います。

もちろん、ただ大会に出るだけではありません。そのための練習も重要です。例年本番前の2か月程度は週に2回ほど夕方から海岸で練習をしています。練習日はみんな仕事を切り上げて海岸に集合し、順番に舟を漕ぎます。同じ海岸で練習している強豪チームは土嚢を載んだり、漕ぎ手を減らすなどの負荷を掛けてハードに鍛錬していますが、我々のチームは毎年メンバーが替わるので、いつまでも初心者集団。常に予選突破が目標です。

奄美の司法関係者の信頼関係はこんなところからも生まれているんですね。今年こそ予選突破を目指して頑張りたいと思います。



与論島の高倉

# 暑中お見舞い 申し上げます



弁護士  
原 正和

## ラグビーとのつながり

3年ほど前から、日本ラグビー協会の  
ジュディシャル・オフィサー (JO) に  
就かせて頂いております。JOとは、  
ラグビーの試合で危険なプレーが  
あったと認められた場合、当該プ  
レーをした選手を呼び出してヒアリ  
ングを行ったうえ、国際ラグビー

ボード (IRB) が定める国際基準に従った処分を検討する  
ラグビー協会内の表彰懲罰委員会の構成メンバー (3人  
のうちの1人) のことです。日本国内では現在、トップリー  
グのみで適用されているのですが、私はこれまで、5件ほ  
ど、JOとしてヒアリングを実施して処分を検討する機会  
がありました。3年ほど前にこの制度が導入された頃に比  
べ、2年前、昨年と、危険なプレーは大幅に減ってきており、  
元ラグーマンである私としても、ラグビーがより安全な競  
技になり、子どもたちもより安心して出来るスポーツにな  
ることに少しでも役に立っているのではないかと、嬉しく  
思っております。ヒアリングの際、多くのラグビー選手は  
(特に日本人選手は)、問題とされたプレーについておそ  
らく言い分があるだろうと思われる場合であっても、大  
変誠実で潔い態度であり、トップラグーマンの非常に紳士  
的な姿勢に感心させられることも多く、仕事の合間を縫っ  
ての活動ではありますが、大変やりがいのあることをやら  
せて頂いていることに感謝しております。



弁護士  
室谷 悠子

## 水源の巨木の森を未来へ

樹齢200 ~ 400年のトチノキの  
巨木群が次々と伐採されていると  
聞き滋賀県高島市朽木を訪れたの  
が平成22年秋。以来、地元の方や自  
然保護団体と巨木群伐採中止を求  
めて裁判を続けてきましたが、7月  
1日、自然保護団体が伐採業者から  
巨木48本を買取り、裁判を終わらせるという合意をしま  
した。琵琶湖源流の水源の森を守るための決断です。

買取金960万円の支払期限は今年の12月。琵琶湖の水  
を育む森をたくさんの人に協力してもらって守り切ろ  
うと「びわこ水源の森・巨木トラスト基金」を立ち上げ、  
買取金の寄付を募ることにしました。詳しくは特設HP  
をご覧ください。

<https://sites.google.com/site/biwakokyobokunomori>



弁護士  
津田 浩克

## たんかん

奄美の特産品です。瑞々しく、糖  
度が高い。優れものの柑橘類です。  
たんかん栽培で生計を立てている  
専業農家のグループと出会いました。  
息子や孫たちが、両親や祖父母の跡  
を継いで専業農家として経営的な  
自立を目指しているのです。とはい

え、台風常襲地域の奄美で農業だけで食べていくのは並  
大抵のことではありません。旬の商品を高価格帯で販売  
し、見場の悪いものでも加工品の材料として付加価値を  
付けて高価格帯で販売することはできないか?知人の税  
理士の方のご好意で、農家の皆さんに東京の通販会社  
の方々を紹介することができました。提携が成果をあげる  
日を楽しみにしています。



弁護士  
寺田有美子

## 「旅育」のススメ

「旅育」という言葉をご存じでしょ  
うか。旅は、子どもを育てます。親子  
の絆も育てます。ハプニングを乗り  
越える体験が、応用力を育て成功体  
験にもなります。とくに「子連れ出  
張」はたいへんオススメです。新聞  
で、大きな組織の女性トップが同じ

ようなことを述べておられるのを発見し、自らの「子育て  
力」に益々自信を持ちました。子が、親の職場や仕事仲間  
とふれあうことで、親の仕事に誇りを持ち、待つ時間を楽  
しむようになる効果もあるそうです。もとより親は完璧な  
大人ではありません。子の「見る目」を育てるため、「多様  
な人間に触れる機会」は、親が、未来を担う子に贈れるも  
のの一つと言えます。



弁護士・公認会計士  
洪 勝吉

## 赤ちゃんの成長に驚き

この前、初めての子どもが生まれ  
ました。赤ちゃんを見ていると、日々  
できることが多くなっていく様子が  
手に取るようにわかります。最初は  
ものを掴むことなど全くできなかつ  
たのですが、最近、自分からおも  
ちゃに手を伸ばして、掴んでは舐め

てを繰り返す、おもちゃを楽しく使えるようになりました。  
インターネットで情報伝達が容易になり、私の遠方の  
両親にも、赤ちゃんを撮影した動画をyoutubeにアップ  
ロードして簡単に見てもらえ、とても重宝しています。  
今回の選挙ではインターネットによる選挙活動もやっ  
と解禁されました。新しい技術は悪用の危険がつきもの  
ですが、道具は人間の使い方次第ですね。



弁護士  
池田直樹

## キュウリに究理する夏

雨の後の強い日差しの中、家庭菜  
園のキュウリの弦がネット最上部  
を超えて風に揺れている。明るい黄  
色の花びらの下には小さな実が用  
意されているが、大きな葉っぱば  
かりに勢いがある。先端の弦を摘芯  
して上への成長を抑えないとうまく

実がならない。「胡瓜」の「胡」はシルクロードの意。渡来  
の糧を伝来の土地で成長を抑えながら上手に育てて多  
くの実を収穫する。即効の化学肥料をまいて成長させて  
も実は十分ならず、土壌はやせていく。胡瓜に日本社  
会の理を探究していると、老犬ビーグルめがパクリと食  
い逃げした。老いてなお消費欲盛んな我が家のB(級)グ  
ルメ、健在である。



弁護士  
正込健一郎

## 半歩遅れの新刊案内

読書好きですが小説はほとんど読  
みません。そんな私でも村上春樹の  
新刊が出るとついつい読んでしま  
います。初めて読んだのが『国境の南  
太陽の西』で、中学2年のことでした。  
翌日定期試験だったにも関わらずほ  
ぼ徹夜で読み進めたことは今でも記  
憶に残っています。あれから約20年が過ぎたのかと思うと

自分も歳を取ったなあと思います。  
さて、最新刊の『色彩を持たない多崎つくると、彼の巡礼  
の旅』ですが、この小説は基本的にこれまでの村上春樹の  
物語の骨格だけでできています。「巡礼の旅」は比喩ではな  
くそのままの「旅」です。それを洗練と見るか退行と見るか  
でこの作品の評価は決まるのではないかと思います。



弁護士  
齊藤 優摩

## 大阪での生活、6か月

2月から大阪で生活を始めて、早  
くも6か月ほどが経ちました。最近  
は毎日暑く少しうんざりしている  
部分もありますが、基本的には大阪  
での生活に慣れつつあります。大阪  
に来てすぐのころ、私が駅で切符を  
買おうと券売機の上にある路線図

をじっーと見ていると、大阪のおばちゃんに「ねえ、ねえ、  
にいちゃん！ これもう使わんから、あげるわ！」と言わ  
れ、一日乗車券を突然渡されたことは大阪の良さを感じ  
たい思い出です。まだまだ関西弁は使いこなせていま  
せんが、最近関西弁が頭に浮かぶようになり、こうやっ  
て関西に染まっていくのだなと実感している今日この  
頃です。



弁護士  
岩本 朗

## みんなの審査会に参加して

今年から堺市の「みんなの審査  
会」に検討委員として参加するこ  
とになりました。この取り組みは、  
堺市の各種事業について、市民から  
選ばれた市民審査員と学識経験者  
や専門職の検討委員が事業の方向  
性や必要性について審査するもの

です。民主党政権の「事業仕分け」と似た取り組みですが、  
市民が主役を務めることが特徴です。参加した部会では、  
泉北ニュータウンに居住しようとする若年層への家賃  
補助制度、学校図書館活性化のための図書館サポーター  
制度等が対象でしたが、いずれも活発な意見交換がなされ、  
納税者であり受益者でもある市民の意見を行政施策  
に反映させることの重要性を痛感しました。



弁護士  
具 良鈺

## 麴

最近、「菌活」という言葉が流行  
しているようですが、私も1年ほど  
前から塩麴、しょうゆ麴をつけて  
います。麴に塩やしょうゆを混ぜて発  
酵させるというシンプルな手法で  
すが、これを使うとビックリするほ  
ど食材がおいしくなります。麴パ  
ワーに魅せられて、味噌もつけはじめました。発酵・熟  
成により、時間が経つとまた深いあじわいになるのです。

今年で弁護士登録後4年になりますが、登録直後につ  
けた梅酒もまた、年月を経てとてもいい味に仕上がって  
きています。私も、ときを重ねるごとにアジが出るよう  
に、頑張っていこうと思います。



客員弁護士  
大 籾 和 雄

## シベリア抑留を考える

一気に小説をよみました。井上ひ  
さし著「一週間」。転向した元党員  
の小松修吉のシベリア抑留中の一  
週間と言う構成です。60万人とも  
言われる抑留者が、戦闘行為の停止  
後、長期間にわたり帰還できずに1  
割の人が亡くなっておられます。私

は以前からシベリア抑留の国際法上の根拠が知りたい  
と思っていますが、この点は多数の参考文献を読まれた  
井上氏も明確にできていません。日本政府は抑留者及び  
遺族に対して補償もせず、歴史の闇に送り込む所存で  
す。私の疑問は外交史の専門家にお任せするとしても、  
シベリア抑留は若い世代にも記憶してもらいたいと思  
います。

## 退所ごあいさつ



弁護士 山上 修平

平成19年に弁護士登録をして以来、あすなる法律事務所にて執務して参りましたが、平成25年3月末日をもって退所させて頂き、4月8日より、妻の中川裕紀子弁護士と一緒に神戸の地で独立することとなりました。

独立に伴い、皆様には、御案件のお引き継ぎ等において多大なご迷惑をお掛けしたにもかかわらず、温かい目でご協力を頂き、誠にありがとうございました。

皆様との出会いを通じて、人と人とのつながりの大切さを実感し、新しい事務所名をラテン語で「絆」と意味する「ウィンクルム」法律事務所と命名させて頂きました。

今後は、自らが経営者となったことから、より経営者の抱える悩みや不安を和らげる対応ができる弁護士でありたいと思っています。今まで本当にありがとうございました。

## 入所ごあいさつ



客員弁護士 おおくし 大櫛 和雄

はじめまして、大櫛和雄と申します。

私は30年間開設して参りました個人事務所を卒業し、本年6月から客員弁護士としてあすなる法律事務所に参加させて頂くことになりました。

庶民の味方の街弁(まちべん)の35年の経験を少しでも、依頼者の皆様のお役にたてればと思う次第です。

今後ともあすなる法律事務所の弁護士及び事務局の皆様のご協力の下に、仕事にはげみますので、宜しくお願い致します。

ところで、私は現在視覚障害がありますが、趣味は演劇鑑賞です。

特に歌舞伎は子供の頃より大好きで、大松島(片岡仁左衛門)を鼻根にしております。演目では世話ものより時代ものの丸本狂言(義太夫が伴奏に使われます)が好きです。劇場空間は日常空間のしがらみから解放される場としての効用がたまらないのです。

他方、苦手は生来の音痴から音楽です。

私の芝居好きの趣味が、法律事務の処理に何の役にもたっていないことを、残念に思っております。



## 日本環境法律家連盟

3月に、福島第一原発事故の被災者救済に尽力する弁護団や被災者の方々の講演会を行いました。怒りは爆発より持続が難しく、悲惨な記憶も風化しが

ちですが、解決の糸口を見つけることすら困難なことに改めて呆然とします。国や東電への損害賠償の動きも始まっていますが、膨大な被災者の方々の生の声を聞き取るのは容易でなく、提訴の大きな壁となっています。福島で奮闘中の弁護団を支援するため、研究会や現地調査を行う予定です。

### 夏期休暇お知らせ

誠に勝手ながら、弊所では、右記の期間を夏期休暇とさせていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

◆大阪事務所：8月15日(木)～8月16日(金)

◆奄美支所：7月29日(月)～8月 2日(金)、8月21日(水)

